

平成30年
3月号

濱田会計事務所通信

平成30年3月1日発行 Vol.7

確定申告の時期になると税務署などで無料の税務相談会場が設けられます。我々税理士も会場で相談員として従事しますが、中でも労働会館で行う無料相談は、多くの相談者が来場され2時間、3時間待ちが当たり前になっています。従事していると毎年思うことは、来場者の殆どの方が「確定申告は3月15日までにしなければならない」と思い違いをしているということです。3月15日までに確定申告をしなければならない人は、申告すると納税が発生する人や3月15日までに提出する事が要件となる特例を受ける場合等です。医療費控除や住宅借入金控除を受ける等で税金の還付を受ける場合は、時効となる5年以内に確定申告書を提出すれば大丈夫です。申告期限を気にしなくても良い方は、混み合う時期に急がずとも4月以降にゆっくりと税務署で提出をすれば良いのです。



<税務/会計ピックアップ>

上場株式の取引で損失が出たら・・・

証券会社などで証券取引口座などを開設し株の売買を行なった場合、口座の開設方法によっては確定申告をしなければならない人、確定申告をした方がいい人と分かります。口座の種類を「一般口座」や「特定口座」で源泉徴収なしを選択した人は、株の売買で利益が出た場合、原則として確定申告をしなければなりません。「特定口座」で源泉徴収ありを選択した人は利益が出た場合の税金は源泉徴収されるため、申告の必要はありません。(申告をした方がいい場合があります)

株の売買で損失が出た場合は確定申告を行う必要はありませんが、確定申告を行うと損失を翌年以降3年間繰越す事が出来ます。損失が繰り越されていれば、株の売買で利益が出ても相殺をする事が出来ます。また、その損失は上場株式の配当金の利益とも相殺出来ますので、配当金から引かれた源泉徴収税額は還付されます。

株の税金が源泉徴収されている場合は申告をしなくても良いですが、申告をすると有利になることもあります。還付申告の場合は、過年分を遡って申告出来る場合がありますので、気になる方は一度ご相談下さい。



<相続・贈与税のお話し>

生前贈与加算の非対称者(孫等)への贈与

相続開始前の3年以内に贈与があった場合には、その贈与財産の価額は相続税の課税価格に持ち戻されます(その贈与がなかったものとして計算されます)が、この規定の対象となるのは、相続又は遺贈により財産を取得した者に限られます。

つまり相続人以外の孫や相続人であっても財産を取得しない者に対する贈与は、適用されないのので、これらの者へ生前贈与をすれば、効果的な相続税対策となります。

メリット

- ① 一般的に孫への贈与は、子から孫への相続や贈与による資産承継を一世代飛ばす効果があります。相続税や贈与税を支払う機会が1回減ることとなり、結果として相続税や贈与税を抑えることが可能になります。
- ② 遺言で孫や子供の配偶者等に財産を残した場合は、その者に係る相続税額は通常の相続税額に2割加算されます。贈与税にはこのような規定がないため遺言ではなく生前贈与により財産を移転する方が効果的です。

注意点

- ① 贈与により財産を移転する場合は、贈与税の対象となりますので財産の状況や贈与財産の価額次第では贈与税の納税額の方が多額となる場合があります。



- ② 不動産の生前贈与は不動産取得税が課税される事や相続の際に受けられる特例が贈与では受けられない等デメリットも多くあります。
- ③ 相続人が複数いる場合など生前贈与を相談なく行えば、争いの原因になる恐れがあります。

生前贈与をご検討の方は、是非一度ご相談下さい。

事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページに掲載しております。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・
一緒に考えましょう！

